

山梨労働局発表
令和7年12月5日

【照会先】

山梨労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 伊勢井 裕之
(電話) 055-225-2855

特定自主検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

山梨労働局(局長:岩崎 充)は、労働安全衛生法に基づく登録検査業者である山梨ニチユ株式会社(代表取締役社長 村上卓也)のフォークリフトの特定自主検査業務について、労働安全衛生法違反の事実があったため、令和7年 12 月5日付けで下記のとおり、同検査業者に係る特定自主検査業務について6月間業務停止を命ずる行政処分を行った。

記

1 業務停止処分を受けた検査業者の名称等

- (1) 名 称 山梨ニチユ株式会社(代表取締役社長 村上 卓也)
- (2) 所在地 山梨県笛吹市石和町今井 137-1
- (3) 登録番号 山梨第2号
- (4) 特定自主検査を行うことができる機械等の種類 フォークリフト

2 処分の内容

令和7年 12 月5日から令和8年6月4日までの6月間、労働安全衛生法に基づき登録を受けた特定自主検査業務の全部を停止すること。

3 処分を行った日

令和7年 12 月5日

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第 54 条の4、労働安全衛生法第 54 条の6 第2項第2号

5 処分の原因となった事実

労働安全衛生法第 54 条の4の厚生労働省令で定める特定自主検査を行う資格を有しない者に、令和7年6月 23 日から令和7年8月6日までの間、フォークリフト 19 台の特定自主検査を実施させていたこと。

関連条文

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)(抄)

(検査業者)

第五十四条の三

検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(第2項から第5項まで 略)

第五十四条の四

検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第五十四条の六

(第1項 略)

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(第1号 略)

二 第五十四条の四の規定に違反したとき。

(第3号 略)